

「令和5年度(2023年度)食の安全・安心に関して 講じた施策等に関する報告」の概要

〔令和6年(2024年)6月〕
北海道農政部

北海道食の安全・安心条例第8条の規定に基づき、令和5年度(2023年度)に食の安全・安心に関して講じた施策等について報告するものです。

目 次

- 第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進 1
- 第2 安全で安心な食品の生産及び供給 2
- 第3 道民から信頼される表示及び認証の推進 3
- 第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進 4

第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進

1 情報の提供

- 食品衛生に関わる各種情報や、水産物及び海水の放射性物質のモニタリング結果などの、食の安全・安心に関する情報を道のホームページ等で提供したほか、メールマガジン等を活用し、食やイベント等の情報を消費者や事業者に提供。
- 「北海道健康増進計画～すこやか北海道21～（改訂版）」に基づき、「道民健康づくりの日」等にあわせて健康的な食習慣について普及啓発を実施。

2 食品等の検査及び監視

- 「北海道食品衛生監視指導計画」に基づき、年間を通じて流通する食品や食品関係施設の検査を行ったほか、夏期、年末には期間を定めて集中的に検査を実施。
- 食品等事業者に対し、食品表示法や景品表示法に基づき調査や監視を実施。不適切な表示を行った事業者に対しては必要な指導等を実施。

3 人材の育成

- 北海道農薬指導士認定研修会を開催し、農薬指導士を認定。
- 食品表示制度などの普及啓発を目的としたセミナーや、HACCP普及のための講習会を実施。
- 学校や地域における人材育成のため、栄養教諭を対象とした研修や研究協議会、管理栄養士や食生活改善推進員などを対象とした研修などを実施。

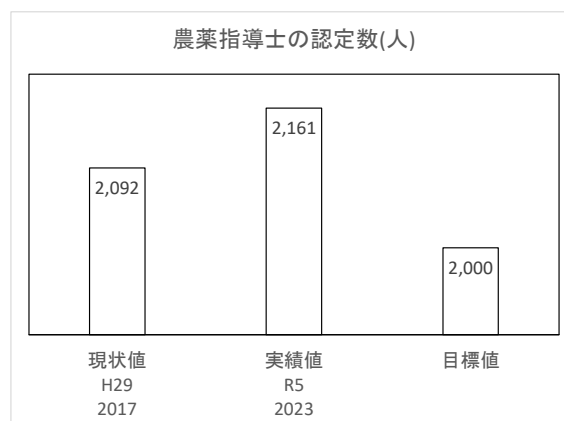
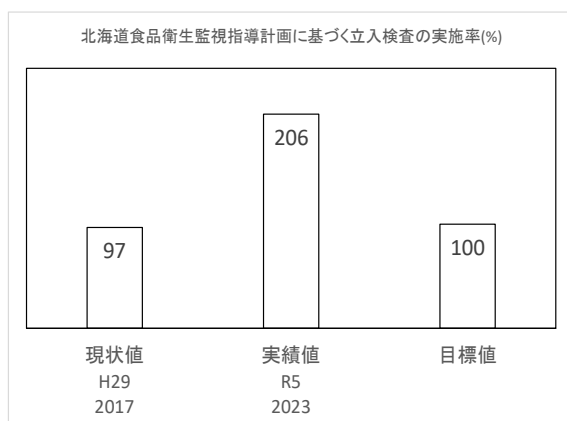
4 研究開発の推進

- 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（道総研）において、クリーン農業や有機農業に関する技術や、水産物と加工食品の安全性確保と品質・鮮度保持の技術などを開発。
- 残留農薬、動物用医薬品、貝毒、遺伝子組換え食品、食品微生物などに関する道独自の調査研究を実施。

5 緊急事態への対応等に関する体制の整備等

- 厚生労働省等との連携を強化するなど、食の安全に関わる情報収集が可能な体制を整え、情報の共有化が必要と判断される危害情報については、保健所や関係団体等を通じて情報提供を実施。
- 定期的に会議を実施し、緊急事態対応に備えるとともに、食の安全・安心に関する情報を共有。

[主な指標]



第2 安全で安心な食品の生産及び供給

1 食品の衛生管理の推進

- ・ 国際水準GAPの導入を促進するため、農業者向け研修会の開催や指導者の育成、農業者等のGAP認証取得などを支援。
- ・ 食品製造加工等の施設において、自主検査の実施やHACCPに沿った衛生管理の取組を確認するとともに、自主衛生管理の推進を啓発。

2 農産物等の安全及び安心の確保

- ・ 道総研と連携し、クリーン農業を支える化学肥料や化学合成農薬の使用を削減する栽培技術等の開発に取り組み、令和5年度新たに3件の栽培技術を開発。
- ・ 北海道クリーン農業推進協議会と連携し、市町村やJAに対してYES!clean表示制度への登録を推進したほか、農業改良普及センターによる指導・助言を実施。
- ・ 有機加工食品（乳製品）を生産販売するためのガイドとなるよう「有機農業への転換の手引き」を作成。
- ・ 「特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のモニタリングを行うとともに、家畜の伝染病に関する情報を収集し、関係者へ周知し注意喚起を図り、早期発見とまん延防止を推進。

3 水産物の安全及び安心の確保

- ・ 水産物の鮮度保持技術を取りまとめたマニュアルを、道のホームページに掲載し鮮度保持技術を普及。
- ・ 道産水産物魚食普及推進事業等により、生産者団体等が行うPR等の取組を支援し、水産物の知名度向上や消費拡大に寄与。
- ・ 二枚貝の食品としての安全性を確保するため、定期的に貝毒検査を実施。

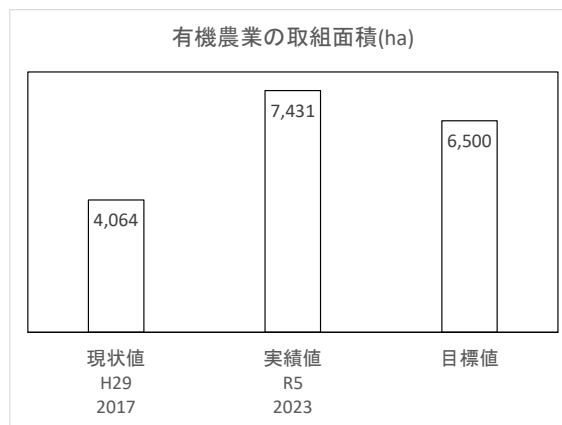
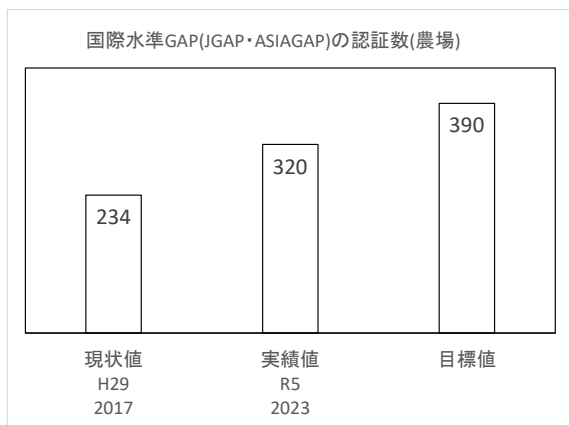
4 生産資材の適正な使用等

- ・ 北海道農薬指導士認定研修会を開催し、農薬指導士を認定。
- ・ 動物用医薬品販売業者に対し立入検査を行い、動物用医薬品の適正な保管や販売について、監視・指導を実施。
- ・ 飼料の安全性の確保のため、飼料業者や畜産農家への立入検査や、牛用飼料への肉骨粉混入監視調査や有害物質の検査等を実施。

5 生産に係る環境の保全

- ・ 堆肥等の有機物の施用などによる土づくりを基本とするクリーン農業の普及や、良質な堆肥の生産と適切な施肥を評価するGAPの実践指導などを通じて、有機質資材の適切な利用を推進。
- ・ 「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」により畜産経営における家畜排せつ物の管理について巡回調査・指導を行い、家畜排せつ物の適正管理の徹底と活用を促進。
- ・ 漁業者等が行う藻場・干潟の機能を保全するための活動に対する支援を実施。

[主な指標]



第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

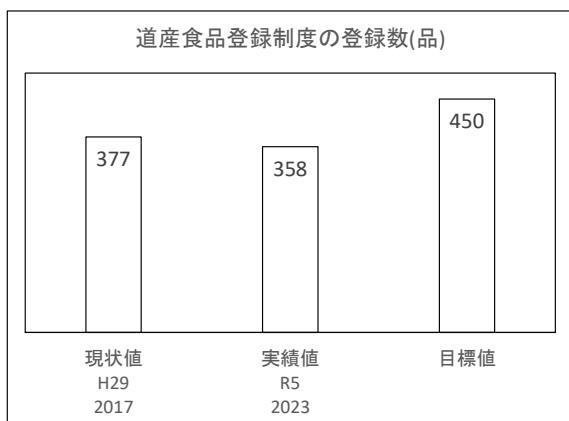
1 適正な食品の表示の促進等

- 食品表示制度の普及のため、セミナーを開催するとともに、事業者からの相談対応を実施。
- ホテル・飲食店等事業者を対象に景品表示法に係る調査を実施し、適正なメニュー表示について啓発するとともに、不適切な表示を行っている事業者に対して必要な指導を実施。
- 道内各市町村に配置されている消費生活モニター、道産食品全国モニターの方々により、小売店における生鮮食品の表示の実態に係る調査を実施。
- 道のホームページにおいて、トレーサビリティ導入の手引きや国のガイドライン等の情報を提供。

2 道産食品の認証制度の推進

- 制度の普及拡大に向けた、学識経験者や農漁業団体、バイヤーなどで構成する運営懇談会を開催したほか、啓発資料の掲示などにより制度のPRを実施。

[主な指標]



道産食品登録制度

第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

1 情報及び意見の交換等

- 食品表示や食品衛生など、道民の関心が高い5つのテーマを設定し、関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換する、いわゆるリスクコミュニケーションを実施し、結果を道のホームページに掲載し広く情報提供。

2 食育及び地産地消の推進

- 健全な食生活の実践に向け、第4次北海道食育推進計画において重点事項としている、高齢者（シニア）向け食育講座を開催。
- 食品ロス削減に向け、「北海道食品ロス削減推進計画」に基づき、関係部局と連携し、「どさんこ愛食食べきり運動」を推進。
- 道産のさつまいもや落花生といった新顔作物の認知度向上のため、商談会や催事でのPRや、道内飲食店で特別メニューを提供するフェアを実施。
- 北海道学校給食コンクール、北海道学校給食研究大会を開催し、地場産物を活用した特色ある献立の周知及び活用促進に取り組んでいる実践事例等の普及・啓発を実施。

3 道民からの申出

- 「食品安全相談ダイヤル」やウェブフォームのほか、全道の保健所窓口において食品の安全・安心に関する相談・申出を受け付けるとともに、受理した情報を関係部局で共有し、処理状況の確認・点検を実施。

[主な指標]

